

## 水質基準に関する省令の規定に基づき 厚生労働大臣が定める方法等の一部改正案について



厚生労働省は、より効率的な水質検査の実施のため、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成 15 年厚生労働省告示第 261 号)、資機材等の材質に関する試験(平成 12 年厚生省告示第 45 号)、給水装置の構造及び材質の基準に係わる試験(平成 9 年厚生省告示第 111 号)についての一部改正案を発表しました。この改正案が通過すれば、平成 21 年 4 月 1 日より適用される予定となっています。

主な改正点としては、誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法(ICP-MS)にナトリウムとカルシウム、マグネシウム等(硬度)の追加となります。

当社は、水道法第 20 条に基づく水質検査機関として、厚生労働大臣登録を受けています。水質基準に関する省令に関する検査、資機材等の材質に関する試験、給水装置の構造及び材質の基準に係わる試験に長年の実績がありますので、水質検査のことは当社へご相談下さい。

資料 2008 年 12 月 8 日付 厚生労働省 HP

品質検査箇所 貝森繁基